

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件
なまこ漁業	なまこ漁業 (福江地区)	次の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた福江港内。 基点 1 五島市松山町戸楽石切鼻南側海岸中鼻標識A号 2 同市下大津町くされ水海岸標識B号 点イ 1から 125度 30分 85メートルのところ ロ 1から 93度 108メートルのところ ハ 1から 126度 407メートルのところ ニ 1から 123度 562メートルのところ ホ 1から 122度 30分 697メートルのところ ヘ 1から 117度 30分 776メートルのところ ト 1から 116度 842メートルのところ チ 1から 133度 958メートルのところ リ 1から 138度 30分 1,122メートルのところ ヌ 1から 135度 45分 1,152メートルのところ ル 2から 2度 30分 920メートルのところ ヲ 2から 358度 905メートルのところ ワ 2から 359度 820メートルのところ カ 2から 0度 30分 783メートルのところ ヨ 2から 3度 30分 604メートルのところ タ 2から 10度 15分 83メートルのところ	11月1日から 3月31日まで			15	五島市松山町、大荒町、木場町、吉久木町、籠淵町、新港町、福江町、江川町、栄町、東浜町1丁目、東浜町2丁目、東浜町3丁目、末広町、中央町、池田町、紺屋町、幸町、錦町、武家屋敷1丁目、武家屋敷2丁目、武家屋敷3丁目、上大津町、下大津町、三尾野1丁目、三尾野2丁目、三尾野3丁目、大円寺町、坂の上1丁目、三尾野町、吉田町に住所を有する者	対象としない	対象としない	令和7年11月12日から 令和7年11月19日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書	1. 漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・漁具は、素もぐり、徒手採捕、やす、は具に限るものとする。 2. 午前7:00以降操業を開始し、17:00までに操業を終えなければならない。 3. 灯火を使用してはならない。